

熊本県公報

第 1 0 8 5 4 号
平成 14 年 6 月 28 日 (金)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示	
生活保護法による医療機関の指定	(医務福祉課) 1
生活保護法による施術者の指定	(") 2
生活保護法による指定医療機関の廃止	(") 2
臨時種畜検査の実施	(畜産課) 3
地方卸売市場の廃止の許可	(農業団体金融課) 3
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課) 3
指定介護療養型医療施設に係る辞退	(") 3
公 告	
都市計画事業の変更の認可	(都市計画課) 4
土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 4
電子メールシステム用ソフトウェア等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 4
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 5
"	(") 6
登 載 依 頼	
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(教育委員会) 6
就学前教育振興対策協議会の会議の開催	(") 6

本号で公布された教育委員会規則のあらまし

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
 (1) 教育職員免許法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
 (2) この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行することとした。

告 示

熊本県告示第 518 号
 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。
 平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6040073	淵上クリニック	医療法人すえひろ会	水俣市塩浜町 2-47	平成 14 年 5 月 16 日
6070073	まえはら泌尿器科クリニック	前原 昭仁	山鹿市中 975-3	平成 14 年 5 月 16 日
6100051	七川医院	七川幸士郎	宇土市浦田町 140	平成 14 年 5 月 14 日
6840004	五木村診療所	五木村	球磨郡五木村甲字下手 2672-11	平成 14 年 4 月 1 日

〔 歯 科 〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6074020	はら歯科医院	原 信太郎	山鹿市新町 404-6	平成 14 年 5 月 22 日
6354010	ミルキーウェイ鹿本 歯科医院	森本 武彦	鹿本郡鹿本町中富 52	平成 14 年 5 月 24 日
6664010	竜北歯科クリニック	中村 耕三	八代郡竜北町鹿野 322-5	平成 14 年 5 月 16 日
6844003	五木村診療所	五木村	球磨郡五木村甲字下 手 2672-11	平成 14 年 4 月 1 日

〔 薬 局 〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
888	聖花薬房	有限会社聖花薬房	八代市本町 1-5-31	平成 14 年 6 月 7 日
885	日本調剤水俣薬局	日本調剤株式会社	水俣市天神町 1-3-2	平成 14 年 5 月 1 日
886	双葉薬局合志店	株式会社ディスク	菊池郡合志町幾久富 下沖野 1866-356	平成 14 年 3 月 1 日
887	すずらん薬局	株式会社メディ・ケ アー	菊池郡合志町竹迫 1991	平成 14 年 5 月 16 日

〔 訪 問 看 護 〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
6200053	訪問看護ステーショ ン十六	医療法人社団本田会	下益城郡松橋町西下 郷 544	平成 14 年 5 月 17 日

熊本県告示第 519 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
施術者を次のように指定した。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 は り ・ き ゅ う 〕

指定番号	施術所名称	開設者	施術所所在地	指定年月日
生熊はき 243	慈恵堂鍼灸院	依田 鉄生	菊池市隈府 172	平成 14 年 6 月 11 日

熊本県告示第 520 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関
から廃止の届出があった。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
小嶋内科医院	小嶋 嘉郎	八代市通町 11-14	平成 14 年 4 月 30 日
七川外科医院	七川 清	宇土市浦田町 140	平成 11 年 8 月 31 日
五木村へき地診療所	五木村	球磨郡五木村甲 2971-1	平成 14 年 3 月 31 日

〔 歯 科 〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
竜北歯科クリニック	宮井 祐	八代郡竜北町鹿野 322-5	平成 14 年 4 月 30 日
五木村へき地診療所	五木村	球磨郡五木村甲 2971-1	平成 14 年 3 月 31 日

〔 薬 局 〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
ニホンドウ薬局水俣店	薬日本堂株式会社	水俣市天神町 1-3-2	平成 14 年 4 月 30 日

熊本県告示第 521 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 14 年 7 月 22 日	中嶋牧場（球磨郡相良村 985 番地 373）

熊本県告示第 522 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 60 条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので告示する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場有限会社玉名青果市場
荒尾市下井手 173 番地 2
- 2 廃止許可年月日
平成 14 年 6 月 19 日
- 3 廃止予定年月日
平成 14 年 8 月 15 日

熊本県告示第 523 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活支援センターささえあい居宅介護支援事業所 玉名市中尾 454-2	特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	平成 14 年 6 月 20 日

熊本県告示第 524 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
大浦病院 熊本市水前寺四丁目 52 番 48 号	医療法人社団 大浦会	平成 14 年 6 月 30 日

公 告

熊本県公告第 534 号

松橋不知火都市計画事業松橋大野地区土地区画整理事業の事業計画変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 松橋大野土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 8 年 9 月 13 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 松橋町松橋字浜田及び前田並びに大野字浜田及び前田の各一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡松橋町大野 85 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 8 年 9 月 13 日
- 6 変更認可の年月日 平成 14 年 6 月 20 日

熊本県公告第 535 号

熊本市大門樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
監 事	北 村 正 明	熊本市畠口町 13

就 任

役職名	氏 名	住 所
監 事	高 田 護	熊本市畠口町 170

熊本県公告第 536 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 電子メールシステム用ソフトウェア等一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成 14 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで
 - (4) 納入期限 平成 14 年 9 月 30 日
 - (5) 納入場所 入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、48 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格

平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号（リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱）により、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札に参加できる者

2 に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 7 月 8 日午後 5 時 15 分までに熊本県企画振興部情報企画課管理班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札時まで提出したもの
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県企画振興部情報企画課管理班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話番号 096 383 1111 内線 3086
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成 14 年 7 月 8 日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 14 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内 OA ルーム
- (4) 入札書の提出方法
4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 の (1) 記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県企画振興部情報企画課管理班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3086
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（48 月）を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入期間月数（48 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 537 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 号第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 538 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 号第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画光の森地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登載依頼

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第 15 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年熊本県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 特別免許状及び臨時免許状」を「第 2 章 臨時免許状」に改める。

第 2 条の 2 を削る。

第 17 条の見出し中「第 7」の次に「、第 8」を加える。

第 17 条中「又は第 7」を「、第 7 又は第 8」に改める。

第 20 条第 1 項中第 1 号を削り、同項第 2 号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 20 条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

熊本県就学前教育振興対策協議会公告第 1 号

第 2 回熊本県就学前教育振興対策協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 14 年 6 月 28 日

熊本県教育長 田 中 力 男

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 11 日（木）
午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 新館 7 階教育委員会室
- 3 議題
(1) 熊本県就学前教育振興プラン（案）について
・ プランの基本方針について
・ 施策の方向性及び具体的施策について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県就学前教育振興対策協議会事務局（熊本県教育庁義務教育課）
（電話 096-383-1111 内線 6786）